

社会福祉法人涌泉会評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉人涌泉会（以下法人という）定款第8条各項に関する事項を定めることを目的とする。

(評議員)

第2条 本規定の評議員の範囲は定款第2章に規程する。

(報酬)

第3条 この法人の評議員は、無報酬とする。

(評議員等旅費)

第4条 この法人が定款で定めた評議員会を実施した場合の旅費は無給とする。

2 特別な理由により上記より難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は理事会、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。